

## 令和8年度組織機構案の概要

### 1 改編に当たっての基本的な考え方

- 行政需要がますます複雑化・高度化し、ひとつの局や部、課、係では対応することが困難な行政課題が増える中、これらの課題に適切に対応していくためには、行政組織の横の連携を強化し、効率的かつ効果的な執行体制を整備していく必要があります。
- また、限られた経営資源である職員も効率的かつ効果的に配置し、職員の能力が最大限発揮され、成果が出せる組織体制にしていく必要があります。
- そこで、令和8年度に向けた組織機構改編に当たっては、全庁的に小さな組織を統合・再編し、組織を大きくりにするとともに、特定のプロジェクトに対し部局横断的に対応するチーム組織についても、引き続き編成します。
- 「縦の行政組織」と「横のチーム組織」を組み合わせることで、結果を出す市政に変革します。

### 2 組織機構改編の概要

#### (1) 局・部・課・係の統合・再編

組織の細分化は、特定の行政課題に専属的に取り組むことができる一方で、職務領域が限定的となり、縦割り行政の弊害となるおそれもある中、所掌する事務内容に関連性や類似性があるものについては、組織の大きくり化や統合を図ります。

#### ア 局の統合・再編

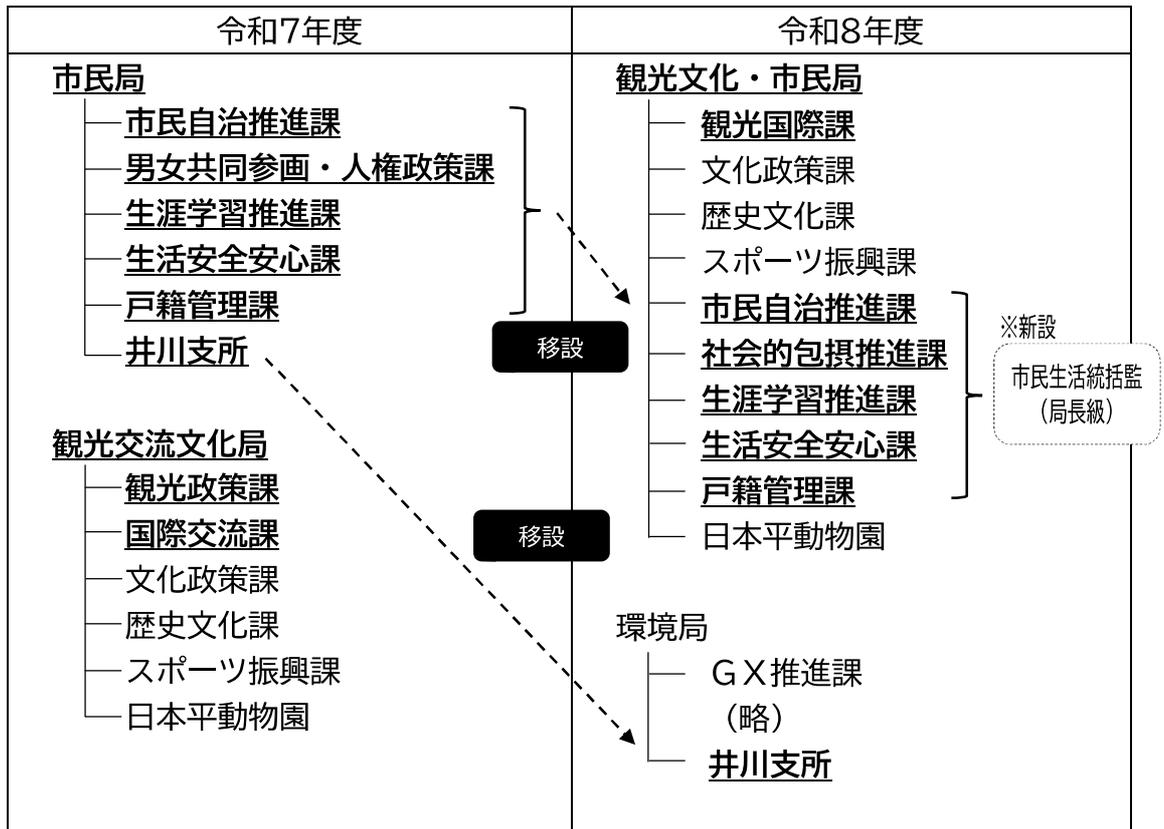
##### 市民局と観光交流文化局を統合し、「観光文化・市民局」に再編

(※令和8年2月定例会に議案を上程中)

市民が歴史や文化に誇りや愛着を持ち、日々の暮らしの中で文化活動に親しみ、あるいは主体的に参加することは、地域社会とのつながりや一体感を育み、ひいては地域の魅力向上につながります。

こうした観点から、市民生活分野と文化・スポーツ分野は相互に関係が深いことに鑑み、組織規模が小さい市民局と、観光交流文化局を統合し、新たに「観光文化・市民局」として再編します。

次頁あり



- ※ 観光文化・市民局には、現在の市民局の各課を掌理する「市民生活統括監」(※局長級職員)を配置します。
- ※ 市民局男女共同参画・人権政策課(男女共同参画・人権政策係)と観光交流文化局国際交流課(多文化共生係)を統合し、「社会的包摂推進課」に再編します。社会的包摂推進課には、「男女共同参画・人権政策係」と「多文化共生係」を設置します。社会的包摂推進課は、男女共同参画に関すること、人権政策に関すること、多文化共生の推進に関することなどを担います。
- ※ 市民局「井川支所」は、井川地区における地域振興(中山間地振興)や林道の維持管理等を所管していることを踏まえ、中山間地振興課や森林経営管理課を所管する環境局に移設します。
- ※ 観光交流文化局の観光政策課と(多文化共生係を移設後の)国際交流課を統合し、「観光国際課」に再編します。

イ 部の統合・再編

総務局市長公室(※部相当組織)の廃止

(現在、総務局市長公室の下位に位置する)秘書課、広報課及び東京事務所の組織のフラット化と意思決定の迅速化を図るため、部相当組織である「市長公室」を廃止します。

次頁あり

令和7年度	令和8年度
<p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長公室                             <ul style="list-style-type: none"> <li>秘書課</li> <li>広報課</li> <li>東京事務所</li> </ul> </li> <li>総務課</li> <li>コンプライアンス推進課</li> <li>政策法務課</li> <li>人事課</li> <li>職員厚生課</li> </ul>	<p>総務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>コンプライアンス推進課</li> <li>政策法務課</li> <li>人事課</li> <li>秘書課</li> <li>広報課</li> <li>職員厚生課</li> <li>東京事務所</li> </ul>

ウ 課の統合・再編

1 課10人未満の課の統合・再編等

全庁的に1課10人未満の小さな組織については、事務分掌上関連又は類似性のある組織（課）と統合・再編します。

(市民局)

- 男女共同参画・人権政策課

観光交流文化局国際交流課(多文化共生係)と統合し、「社会的包摂推進課」に再編

(議会事務局)

(※再掲)

- 議事課及び調査法制課

議事課と調査法制課を統合し、「議事・調査法制課」に再編

また、保健福祉長寿局においては、清水病院の抜本的な経営改善に迅速かつ柔軟に取り組むため、清水病院事務局の体制について、事務局を構成する2課（病院経営企画課・医事課）を統合するとともに、課を置かず、事務局長－事務局次長－係体制とすることで組織をフラット化します。

令和7年度	令和8年度
<p>清水病院事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院経営企画課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経営企画係</li> <li>経理係</li> <li>職員係</li> <li>施設物品管理係</li> </ul> </li> <li>医事課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>医事第1係</li> <li>医事第2係</li> </ul> </li> </ul>	<p>清水病院事務局</p> <p>(清水病院事務局次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務経理係</li> <li>職員係</li> <li>施設物品管理係</li> <li>医事経営係</li> </ul> <p>※新設 医事経営担当課長</p>

※ 病院経営企画課の経営企画係と経理係を統合し、「総務経理係」に再編します。

※ 医事課の医事第1係と医事第2係を統合し、「医事経営係」に再編するとともに、医事経営担当課長を配置します。

## エ 係の統合・再編

### 1係3人以下の係の統合・再編

全庁的に1係3人以下の小さな組織についても、事務分掌上関連又は類似性のある組織（係）と統合・再編します。

## (2) チーム組織の編成

チーム組織は、定期的な組織機構改編や異動時期を待たずとも、複合的な問題や新たな制度づくりなど、特定のプロジェクトの目的や内容に応じて、適宜、各局部課から横断的に職員を集め、柔軟に編成するもので、縦の行政組織に横串をとおす部局横断的な組織です。

チームリーダーとチーム員から構成する、階層が少ないフラット組織とし、自律性を高め、判断・決断のスピードをあげていきます。

令和8年度は、年度当初から別紙1に記載した18のチーム組織を設置します。このチーム組織は、年度途中であっても随時、柔軟に編成していきます。

令和8年度当初から設置するチーム組織の一覧： 別紙1のとおり

## (3) 全庁的な業務支援体制の構築

令和7年度から、突発的な人員不足や繁忙期に人員が必要な所属に対して、職員が手上げにより業務を支援する「おたがいさま応援制度」を試行実施していますが、令和8年度からは、新たな取組として、年度当初には想定していなかった業務や一時的に集中する業務などに柔軟に対応するため、総務局総務課にあらかじめ期間応援職員5人（事務4人・土木1人（※正規職員））を配置し、必要に応じてその職員を応援職員として従事させることで、全庁的な業務支援体制を構築します。

次頁あり

(4) その他の主な改編内容

各課の所管業務において、社会情勢の変化や今後の行政需要に柔軟に対応するため、次のとおり、組織機構を改編します。

ア 健康長寿の推進・子育て支援

① がん対策係の新設（保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課）

令和8年度からのがんに関するデータ解析や研究機関等との共同研究の実施に当たり、現在、各所管がそれぞれ実施するがん対策に係る取組を集約し一元的に取り組むため、「がん対策係」を新設します。（がん対策係：4人配置）

※ がん対策係は、がん対策の推進に係る計画に関すること、がん対策推進協議会に関することなどを担います。

※ また、同課に健診係とがん対策係を所掌する「健診・がん対策担当課長」を配置します。

令和7年度	令和8年度
健康づくり推進課 └ 総務係 └ 保健指導係 └ 健診係 └ 口腔保健支援センター └ 障害者歯科保健センター	健康づくり推進課 └ 総務係 └ 保健指導係 └ 健診係 └ <b>がん対策係</b> } ※新設 └ 口腔保健支援センター └ 障害者歯科保健センター } 健診・がん対策担当課長

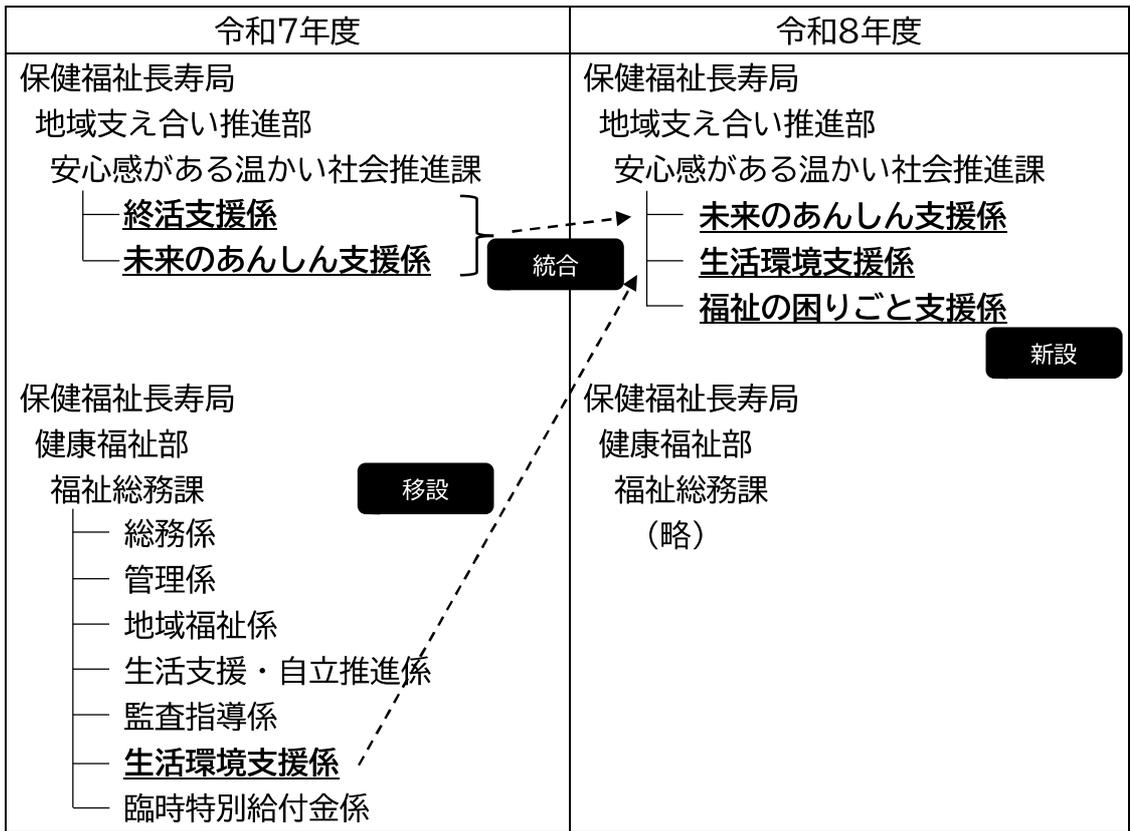
② 福祉の困りごと支援係の新設（保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課）

相談支援機能の強化や生きづらさを抱えた方の居場所づくりなどの取組により、複雑化・複合化した困りごとを抱える方が安心して生活できる支援体制を構築するため、「福祉の困りごと支援係」を新設します。（福祉の困りごと支援係：4人配置）

※ 福祉の困りごと支援係は、相談支援機能の強化に向けた実証研究やメンタル不調・生きづらさを抱えた方の居場所づくりなど、福祉分野の相談支援・居場所に関する新たな取組を担います。

※ 係の新設に加え、安心感がある温かい社会推進課では、ともに終活支援に関する取組を行う終活支援係と未来のあんしん支援係を統合し、「未来のあんしん支援係」に再編するとともに、福祉総務課から不良な生活環境を解消するための支援などを行う「生活環境支援係」を移設し、課の体制を強化します。

次頁あり



③ 児童相談所の体制強化（こども未来局児童相談所）

児童相談所における相談対応件数が増加する中、これらに適切に対応し、様々な困難を抱える児童一人ひとりに寄り添ったケア・支援を強化するため、児童相談所における一時保護施設の専門職員を増員し、体制を強化します。（児童相談所＋2人）

イ 災害対応力の強化

① 各市町における消防力の強化（消防局各消防署）

3市2町（静岡市、島田市、牧之原市、川根本町及び吉田町）で構成する消防救急広域化に係る各消防署の体制を次のとおり見直し、各市町における消防力を強化します。

各市町における消防力の強化

消防署	強化の内容
葵消防署	日勤救急隊の新設（南田町出張所）【4人配置】
島田消防署	日勤救急隊の新設（初倉出張所）【4人配置】 消防隊と救急隊の兼務解消・専従化（川根北出張所）
牧之原消防署	牧之原指揮隊の配置【8人配置】 榛原出張所の新設に伴う榛原消防隊の配置【10人配置】

次頁あり

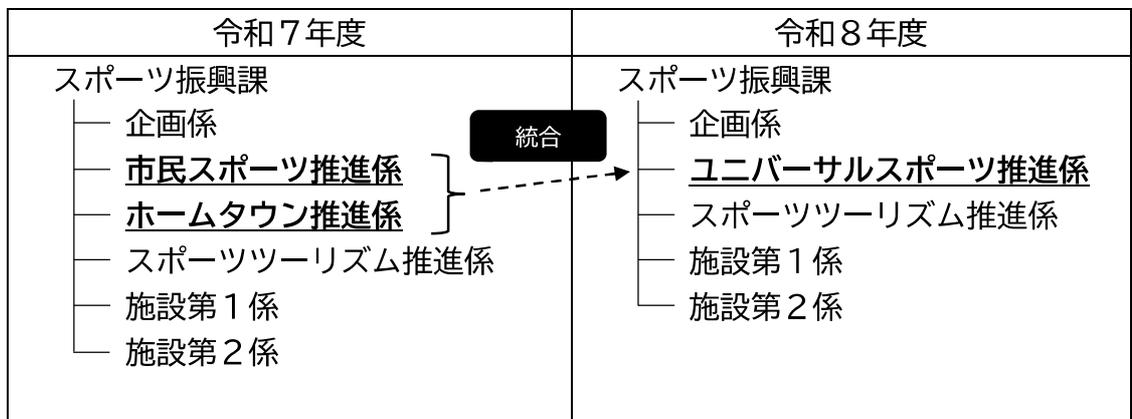
- ※ 葵消防署と島田消防署においては、平日・日中の救急需要の増加に対応するため、これらの時間帯に限定して活動する日勤救急隊を新設します。
- ※ 島田消防署においては、消防・救急需要の増加に対応するため、現在は兼務で対応している消防隊と救急隊について、隊の専従化を図ります。
- ※ 牧之原消防署においては、災害現場に集結した消防隊を指揮する指揮隊を配置するとともに、新設する榛原出張所に消防隊を配置します。

ウ 地域経済の活性化

① ユニバーサルスポーツ推進係の新設（観光文化・市民局スポーツ振興課）

ユニバーサルスポーツの推進体制を強化し、誰もが安心してユニバーサルスポーツに取り組める環境を整えるため、市民スポーツ推進係とホームタウン推進係を統合し、「ユニバーサルスポーツ推進係」を新設します。（ユニバーサルスポーツ推進係：10人配置）

- ※ ユニバーサルスポーツとは、年齢・性別・障がいの有無・国籍・競技レベルなどに関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるよう工夫されたスポーツのことです。
- ※ ユニバーサルスポーツ推進係は、清水区庵原エリアのユニバーサルスポーツ聖地化事業に関する事、スポーツ及びレクリエーションの実施に関する事、各種スポーツによるホームタウンの推進に関する事などを担います。



② B X推進体制の強化（経済局海洋政策部B X推進課）

産学官等の連携により、清水港周辺において海洋研究開発の拠点化の推進に係る取組を強化するため、B X推進課の職員を増員し体制を強化します。（B X推進課 + 3人）

- ※ B Xとは、Blue Transformation（海洋分野における社会変革）のことを指します。

次頁あり

エ その他

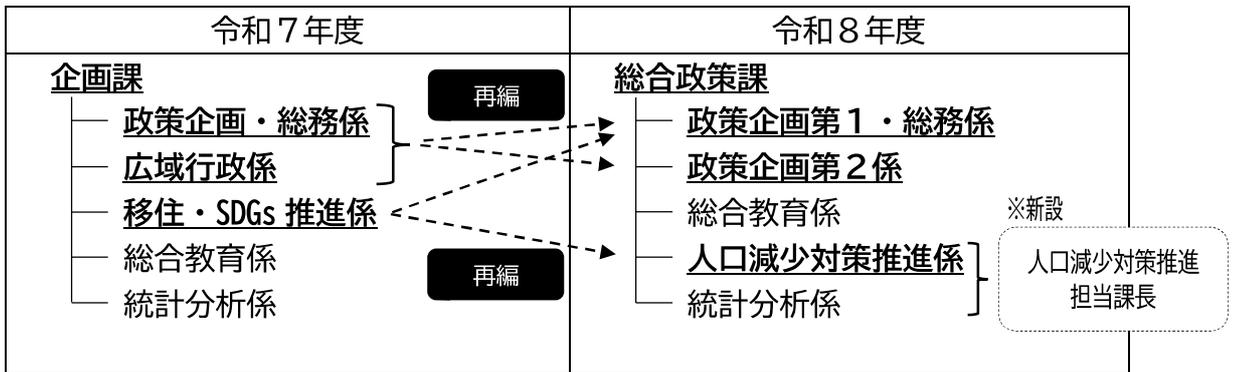
① 企画課の体制強化（総合政策局企画課）

企画課を再編し「総合政策課」にするとともに、静岡市の喫緊の課題である人口減少対策の司令塔機能の役割を果たすため、総合政策課に「人口減少対策推進係」と担当課長を設置します。

※ 企画課の政策企画・総務係と広域行政係を「政策企画第1・総務係」と「政策企画第2係」に再編し、「政策企画第1・総務係」は総合計画に関することや重要政策の調査及び調整に関することなどを、「政策企画第2係」は市政変革研究会に関することや広域行政に関することなどを担います。

※ SDGsの推進に関する業務を「政策企画第1・総務係」に移管した上で、移住・SDGs推進係を「人口減少対策推進係」に再編し、「人口減少対策推進係」は人口減少対策の推進に関することや移住・定住施策の推進に関することなどを担います。

※ また、同課に人口減少対策推進係と統計分析係を所掌する「人口減少対策推進担当課長」を配置します。



② 社会共有資産利活用推進課の体制強化（総合政策局社会共有資産利活用推進課）

社会共有資産の利活用をさらに推し進めるため、清水庁舎整備や公有財産（不動産）の管理に関する業務を、財政局財政部管財課から社会共有資産利活用推進課に移管するとともに、PPP（官民連携）やその一環であるPFI（民間資金等の活用による公共施設の整備等）を強力に推進するため、同課に「公民連携推進係」を設置するなど、体制を強化します。

併せて、全庁的な資産活用の司令塔となる局長級ポスト「社会共有資産利活用統括監」を新たに配置します。

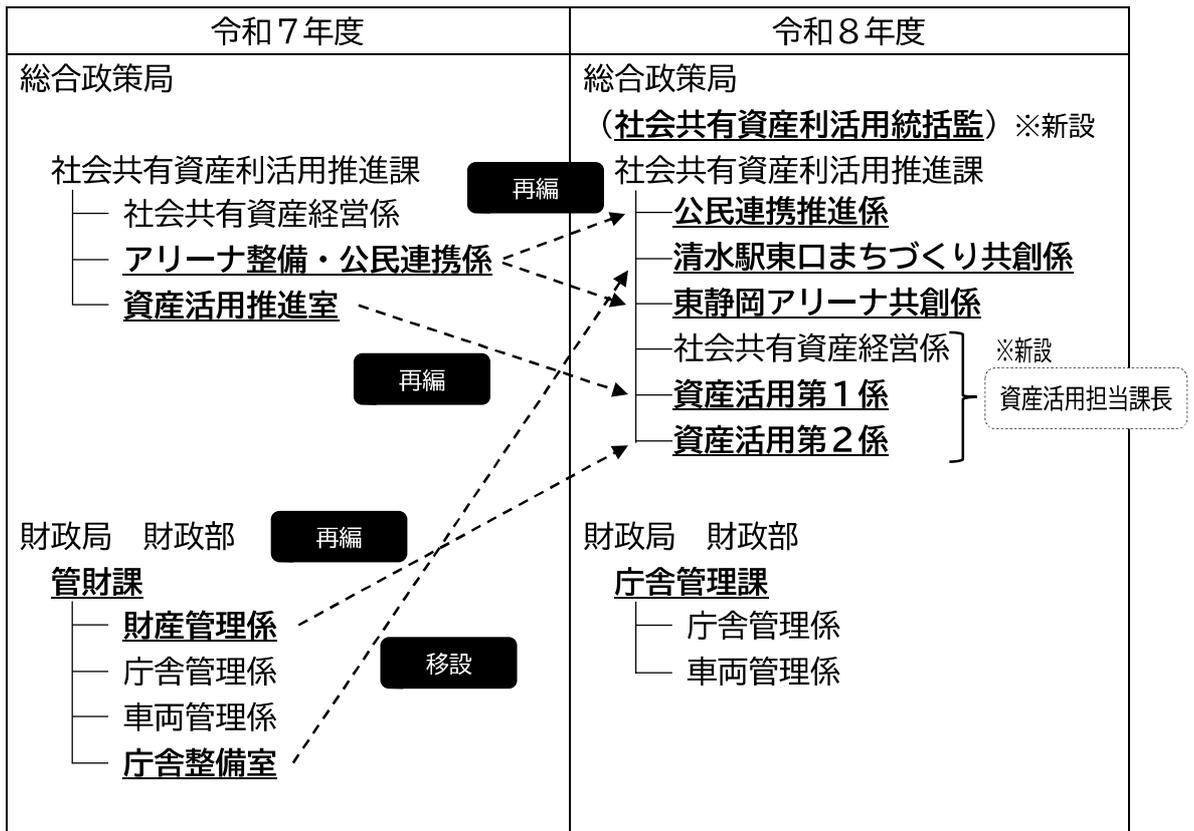
※ 公民連携推進係は、公共施設の整備に係る公民連携事業の推進に関すること、民間活力導入に係る相談対応に関することなどを担います。

※ 清水庁舎整備に関する業務を所管する財政局財政部管財課の庁舎整備室を社会共有資産利活用推進課に移設するとともに、清水駅東口周辺のまちづくりと一体的に行っていくため、「清水駅東口まちづくり共創係」に名称を変更します。

※ アリーナ整備についても、東静岡地区のまちづくりと一体的に行っていくため、「東静岡アリーナ共創係」に名称を変更します。

次頁あり

- ※ 公有財産（不動産）管理に関する業務を所管する財政局財政部管財課の財産管理係を社会共有資産利活用推進課に移設し、同課の資産活用推進室と合わせ、これを「資産活用第1係」と「資産活用第2係」に再編します。「資産活用第1係」は市有施設の利活用方針に関することなどを、「資産活用第2係」は公有財産（不動産）の取得、管理及び処分に関することなどを担います。
- ※ また、同課に社会共有資産経営係、資産活用第1係及び資産活用第2係を所掌する「資産活用担当課長」を配置します。
- ※ そして、（財産管理係及び庁舎整備室を移設後の）管財課は、「庁舎管理課」に名称を変更します。



### 3 令和8年度 静岡市組織機構図案

別紙2のとおり

(参考) 令和7年度と令和8年度における組織数の増減

年度	局 (又は局相当組織)	部 (又は部相当組織)	課 (又は課相当組織)	係 (又は係相当組織)
令和7年度	19	30	183	738
令和8年度	18	29	179	723
増減	▲1	▲1	▲4	▲15

担当: 総務局 総務課 (054-221-1004)